

島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について

1 改正要旨

育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律及び人事院規則等の改正に伴い、会計年度任用職員に係る育児休業の取得要件の緩和等を行うもの。

2 改正内容

- (1) 会計年度任用職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業（いわゆる「産後パパ育休」）の取得要件の緩和

子の出生後 8 週間と 6 月（現行は 1 年 6 月）を経過する日以後も任期のある（引き続き任期の更新又は採用される可能性がある場合を含む。）会計年度任用職員について、産後パパ育休の取得を可能とする。

- (2) 会計年度任用職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ア 子が 1 歳から 1 歳 6 か月に達する日までの期間における育児休業

- (ア) 会計年度任用職員又は配偶者が会計年度任用職員の子が 1 歳に達する日まで育児休業を取得し、引き続き配偶者がその翌日から育児休業を取得している場合に、会計年度任用職員は期間の途中から育児休業を取得することを可能とする。（現行は 1 歳到達日の翌日から引き続き場合のみ、育児休業を取得することが可能）

取得可能回数は 1 回（現行から改正なし。）

- (イ) 任命権者が定める特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。

イ 子が1歳6か月から2歳に達する日までの期間における育児休業

アと同様の取扱いとする。

(3) 会計年度任用職員又はその配偶者の妊娠又は出産等の申出があった場合は、育児休業等に関する制度等を知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための面談等を実施する。

(4) 育児休業に係る研修の実施及び育児休業に関する相談体制の整備等を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日